

尾道市立向東小学校いじめ防止委員会設置要綱

1 目的

いじめ防止委員会は、本校いじめ防止等に係る基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、児童が安心して学べる学校づくりを推進することを目的とする。

2 構成員

いじめ防止委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭並びに校長が必要と認める職員及び心理・福祉等の専門家等を持って構成する。

3 組織図

本委員会の校内での位置づけを別途定める。

4 会議

校長は、本委員会を招集し、これを主宰する。

5 いじめ防止委員会の役割

- (1) 基本方針に基づく取組の実施に係る年間計画を生徒指導部に作成させるとともに、その実施について総括する。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童のいじめに関する問題行動などに係る情報を収集、記録し、情報を共有する。
- (4) いじめの疑いに関する情報があった時には、教職員間でいじめの情報を迅速に共有するとともに、各学級担任と関係のある児童への事実関係を聴取、指導や支援の体制・対応方針の検討、及び保護者との連携を行う。
- (5) 重大な事態が発生した場合、この委員会が中核となってプロジェクトチームを編成する。
- (6) 重大な事態が発生し学校がその調査を行う場合は、教育委員会と連携して当該事案の性質に応じた適切な専門家を加える。
- (7) その他、いじめの防止対策にかかる組織的な取組を行う。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日一部改正し施行する。